【湖国寮】管理規程

第1条 (規程の目的)

- 1 管理規程(以下、「規程」という。)は、公益財団法人湖国協会(以下、「協会」という。)の定款の目的 及び事業に沿った湖国寮(以下「寮」という。)の管理運営について必要な事項を定めるものとする。
- 2 規程は、入寮者のみならず寮室使用契約者(保護者)(以下、「契約者」という。)、訪問者にも協力を求めるものとする。
- 3 その詳細については、寮舎内管理運営細則、寮費細則、寮生自主管理細則(別称:寮生心得) (以下、全ての細則を指す場合は「細則」という。)で定める。

第2条 (入寮資格等)

- 1 入寮資格を有する者(入寮者)は、次の①号から⑥号に掲げる条件を具備するものとする。
 - ① 4年制大学、短期大学、専門学校、大学院等に修学する18歳以上の男女学生(留学生を含む)
 - ②A 滋賀県内出身学生(高校所在地は滋賀県内に限らない)
 - ②B 世界・日本全国の滋賀県人会、卒寮生等からの推薦学生(留学生を含む)
 - ③ 他県等からの依頼または寄宿先困窮者
 - ④ 勉学と社会貢献の意欲の高いこと
 - ⑤ 協会の規程並びに細則を遵守し、健康な共同生活を実践できること
 - ⑥ 寮生活において、感染症対策として取り組む具体的な事柄を常に実践できること

第3条 (募集及び入寮申込)

- 1 入寮者の募集の方法、期間は、「募集広報・入寮者選考委員会規程」で定める。
- 2 入寮を申込む者は「入寮申込書」に必要事項を記入して、協会に申し込む。
- 3 入寮申込みの具体的方法については、「募集要項」で定める。

第4条 (選考及び入寮承諾)

- 1 募集広報・入寮者選考委員会は、「募集広報・入寮者選考委員会規程」に則り、規程第2条の条件が充足した入寮申込につき、書類審査及び面接を実施し、入寮者を選考する。
- 2 入寮者選考の面接の日程等具体的方法については、「募集要項」等で定める。
- 3 選考の結果、入寮を許された入寮申込者(保護者)に対して「入寮申込承諾通知書」を発行する。 なお、「入寮申込承諾通知書」の発行までに「入寮内定通知書」を発行することも可とする。

第5条 (入寮手続き)

- 1 前条の「入寮申込承諾通知書」を受領した入寮申込者(保護者)は、協会と「寮室使用契約書」を 締結し、募集要項で指定する必要書類を提出する。
- 2 入寮者が寮室を共同使用する場合は、入寮申込者(保護者)及び入寮者は、前項の契約書とは別に協会と「寮室共同使用契約書」を締結する。

第6条 (入寮期間)

- 1 入寮の契約期間は原則として4月1日から翌年3月20日までの1年間とする。 但し、退寮事由(規程第11条)なき限り再契約を可とする。
- 2 入寮の再契約期間は、原則として4年間(初回+再契約3回の計4回)まで入寮可とするが、 3年目の更新時に寮長面接を行い、更新の可否を決定する。
- 3 大学院への進学者については、寮室に空室がある場合のみ、個別に対応する。

第7条 (入寮金)

1 契約者は、入寮金を支払わなければならない。 その額、支払方法及びその扱いの詳細については、「寮費細則」で定める。

第8条 (室料、施設費、給食費及び光熱給水費)

- 1 契約者は、室料、施設費及び給食費を協会に所定の期日までに支払わなければならない。
- 2 契約者は、寮室毎に個別に計量した光熱給水費(電気料金、上下水道料金)を協会に 所定の期日までに支払わなければならない。

前2項の額、支払方法及びその扱いの詳細については、「寮費細則」で定める。

3 インターネットの利用については、「寮費細則」並びに「寮舎内管理運営細則」で定める。

第9条 (清掃協力費)

1 契約者は、清掃協力費を支払わなければならない。 その額、支払方法及びその扱いの詳細については、「寮費細則」で定める。

第10条 (給食)

- 1寮で提供する給食は、朝食及び夕食の2食とする。
- 2 給食の申込、給食時間等、給食に関する詳細は、「寮費細則」で定める。

第11条 (退寮)

- 1 入寮者及び契約者が寮室使用契約を解約し退寮するときは、次項以下の予告期間に従い 「退寮届・寮室使用契約解約申込書」を寮長に提出しなければならない。
- 2以下の①及び②の場合は、退寮予定日の2ヵ月前までに予告しなければならない。
 - ① 入寮者の自己都合による場合
 - ② 入寮者及び契約者が規程第2条の入寮資格の喪失の場合
- 3 以下の③及び④の場合、入寮者に注意しても改善が見られない場合は、協会は次年度の入寮契約の 更新を拒否することが出来る。
 - ③ 入寮者が寮室の整理整頓・清掃を怠り、汚損せしめたとき
 - ④ 入寮者が相当の理由なく長期に給食を喫食しなかったとき
- 4 入寮者又は契約者に以下の⑤~⑪の事由が発生した場合は、何ら催告を要しないで協会は 直ちに「寮室使用契約」を解除することができる。

入寮者又は契約者は直ちに寮室を明け渡して寮を退寮しなければならない。

- ⑤ 入寮者の退学処分、停学処分、虚偽申請があったとき
- ⑥ 契約者が寮費・給食費を期日までに支払わず理由なく滞納したとき
- ⑦ 入寮者が伝染性健康疾患、疾病その他保健衛生上、寮生活に適さないと協会が認めたとき
- ⑧ 入寮者が無断の長期外泊、寮の規定が守れない等、寮生活に適さないと協会が認めたとき
- ⑨ 入寮者又は契約者が反社会的集団の所属員と判明したとき
- ⑩ 契約者に破産、銀行取引停止処分等、本契約を継続し難いが事態あったとき
- ① 入寮者又は契約者が規程、細則及び寮室使用契約の定めに違反し、協会又は近隣に 著しく迷惑損害を与えたとき
- 5 第1項から第4項の各号の事由により協会が損害を被ったときは、入寮者及び契約者は連帯して 直ちに損害を賠償しなければならない。
- 6 退寮時に入寮者及び契約者は、名目の如何を問わず一切の異議申し立ては出来ない。

第12条 (禁止事項等)

- 1 寮生本人以外への寮室の鍵・入出カードの貸出し、またスペアの鍵の作成は厳禁とする。
- 2 寮の良好な管理運営を行うため、その他の禁止事項を「寮舎内管理運営細則」で定める。

第13条 (寮室検査・非常時対応等)

- 1 寮室内の消防設備点検、清掃状況点検等管理上の必要から、事前に連絡の上、寮長、職員 外部委託業者等が寮室内に立入ることがあるが、入寮者はこれを拒否することはできない。 但し、緊急事態発生の場合は事前の連絡無くして立入ることができる。
- 2 入寮者は、自らの義務として災害防止並びに防犯予防に積極的に取り組まなければならない。
- 3協会は、寮全体の建物・家財(入寮者の個人財産は除く)の火災・漏水など損害保険を付保する。
- 4 その他、寮舎内外の管理に必要な事項は「寮舎内管理運営細則」で定める。

第14条 (寮舎内立入・目的外使用制限)

- 1 訪問者の寮舎内立入は、「寮舎内管理運営細則」で定める所定の手続きを経なければならない。
- 2 寮舎内共用施設を寮長の承認なくして、協会の目的外に使用することは厳禁とする。

第15条 (寮舎使用善管注意義務・弁償義務等)

- 1 入寮者は、寮室及び寮舎内共用施設を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 2 故意又は不注意によって寮室内及び共用施設の内外装・設備並びに備品の汚損、破損、故障等があった場合には、速やかに寮長に申し出なければならない。
- 3 故意又は重大な過失によって前項の事態が発生した場合には、入寮者並びに契約者は連帯して 原状回復に要した費用を弁償しなければならない。
- 4 入寮者の寮室及び寮舎内共用施設使用上の注意事項を「寮舎内管理運営細則」で定める。

第16条 (保健衛生と感染症対策)

- 1 寮長は、職員と協力して入寮者の健康保持に努めなければならない。
- 2 寮長は、職員と協力し急病等緊急時の医師の診断・入院等緊急対応措置をとらなければならない。
- 3 寮長は、必要に応じて、緊急時又は病気療養中の看護・給食のため、保護者等の宿泊、寮舎内施設の 使用を認めることができる。
- 4 寮生は、湖国寮の「感染症対策」の実践に日々努めなければならない。
- 5 その他入寮者の保健衛生等に関する詳細は、「寮舎内管理運営細則」で定める。

第17条 (臨時入寮宿泊の取扱い)

- 1 寮長は、寮室に余裕がある場合には大学入学試験受験者等の臨時入寮、宿泊を認めることができる。
- 2この場合の臨時入寮者の取り扱いについては、規程並びに細則の定めるところによる。

第18条 (寮生活の自治)

- 1 入寮者は、寮生活を営むうえで必要な秩序の保持、厚生、娯楽などを目的とする自治的な組織 (以下「自治会」という。)を設置することができる。
- 2 入寮者が前項の自治会を結成し、又は自治会の運営等に係る規約その他の諸規程を定めようと するときは、「寮生自主管理細則」に従い、寮長の承認を得て理事長に届け出なければならない。

付則 この改定規程は、令和6年7月1日から施行する。